

議案第102号

公平委員会の事務の委託の廃止について

地方自治法第252条の14第2項の規定により、三豊市及び香川県における公平委員会に関する事務の委託を平成26年3月31日をもって廃止することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年9月5日

三豊市長 横山 忠始